# 廃棄物の処理を市の許可業者に委託する皆様へ

# 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について(お知らせ)

西東京市では、廃棄物の減量・資源化の推進と受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料を下記のとおり改定いたします。

これに伴い、市の許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分の契約を結 ぶ際の**契約上限額**が変更されます。

市の許可業者に処理を委託されている場合の具体的な契約内容は、委託先業者にご確認ください。

今後もごみの減量と資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

記

#### 1 改定時期 令和5年1月1日

## 2 西東京市一般廃棄物処理手数料(消費税等を含む)

区分	現行額	改定額
事業系一般廃棄物	52円/kg _	59円/kg
事業者から排出されるし尿	4 3 円/ℓ	6 4 円/ℓ

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第12項(抄)

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集及び 運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に 関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

> 西東京市みどり環境部ごみ減量推進課 電話:042-438-4043